1　学校経営を進める上で、知っておきたいこと

(1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増えている理由

北海道教育委員会（以下、道教委）が実施している調査では、各学校の校内委員会において「特別な教育的支援が必要」と判断した児童生徒の割合は年々増加傾向にあります。通常の学級に在籍していながら、注意集中することや良好な対人関係を築くこと、推論することなど、児童生徒の抱える困難さは様々です。

障がいのある児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応は、日本だけではなく、諸外国でも行われています。

日本における特別支援教育の推進のきっかけの一つになったのは、全ての子どもを含めることを可能とする教育システムを改善することなどを示した平成６年のサラマンカ宣言です。平成18年には、国連の「障害者の権利に関する条約」の第24条において、障がい者が障がいを理由として教育制度一般から排除されないことが示されました。また、平成23年には障害者基本法が改正され、第16条において可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮することなどが示されました。

こうした大きな動きの中で、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」が施行され、それまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない**発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施**される特別支援教育が平成19年にスタートしたほか、後述する学校教育法施行令の一部が平成25年に改正され就学基準が改められました。

特別支援教育の推進について（通知）［平成19年４月１日　文部科学省］

近年、少子化により子どもの数が減少する中、**特別支援教育の理解や認識の高まり、制度改正に伴い、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加**しています。

文部科学省が実施している「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、小・中学校で学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、一部質問項目が異なることから、単純比較するには留意が必要であるものの、平成24年の6.5%に対し、令和４年は8.8%と増加しています。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和４年）について［令和４年12月13日　文部科学省］

このような流れを踏まえ、自校にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒が在籍しているという認識のもと、全ての**児童生徒が安全・安心に学べるきめ細かな学校経営**が求められています。

(2) 様々な障がいの状態（程度）の児童生徒が小・中学校に在籍している理由

小・中学校には、特別支援学校で学ぶことが望ましい障がいの状態の児童生徒や、医療的ケアを必要する児童生徒など、様々な状態の児童生徒が在籍していたり、そういった状態の児童生徒が就学を希望していたりする場合があります。

ＰＩで述べた制度改正の中、平成24年７月23日中央教育審議会初等中等教育分科会がまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において以下の報告がなされました。

> ※1就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の※2教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

※１は学校教育法施行令第22条の３、※２は障害のある子供の教育支援の手引に示されています。（Ｐ５参照）

学校教育法施行令第22条の３

障害のある子供の教育支援の手引［令和３年６月　文部科学省］

本報告を踏まえ、平成25年９月に学校教育法施行令の一部が改正され、就学については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、**本人・保護者と**市町村教育委員会、**学校等が教育的ニーズと必要な支援について**※3**合意形成を行うことを原則**とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当であると位置付けられました。なお、**就学基準に該当しない場合は、特別支援学校に入学できない**ということを押さえておく必要があります。

※３の重要性についてはＰ３で述べています。

近年、文部科学省からの通知等は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に基づいており、**「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき**であり、その場合には、**それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点」**に立つことが重要という理念が継承されています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）［平成24年７月23日　文部科学省］

こうした流れの中、「地域の学校で学ばせたい」「地域の子どもと一緒に成長してほしい」等の保護者の願いなどもあり、小・中学校には特別支援学校で学ぶことが望ましい子ども（「学校教育法施行令第22条の３」に該当する児童生徒）が一定程度在籍している状況にあります。自校にも様々な障がいの状態（程度）の児童生徒が在籍している、あるいは今後、入学を希望する子どもがいる可能性があるという認識の下、日常から**校内外の様々な人材や組織と連携した学校経営**が求められています。

(3) 学校が良好な関係を築く上で保護者の願いを受け止める必要がある理由

例えば、学習障がいのある児童生徒は、知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難があり、必要とする支援の程度は一人一人異なります。書くことに困難さがある場合の対応として、板書した内容のうちノートに書く箇所を色分けして示すなど、その場で対応可能な支援もあれば、拡大したプリントを活用するなど、事前の準備が必要な支援もあり、学級担任等から相談を受けた際のアドバイスに悩まれた校長も多いと思います。

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備の一環として、平成25年６月、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年４月から施行されました。

法に則り、**本人・保護者から学校生活の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意見が伝えられたとき、公の機関である学校は**、負担が重すぎない範囲で**対応する義務があります**。

一度決定した合理的配慮の内容は、固定的なものではなく、児童生徒の成長等に応じて調整が必要になることがあります。**負担が重すぎる場合は**、設置者である教育委員会に相談しつつ、**なぜ負担が重すぎるのか、本人・保護者に理由を説明し、別のやり方も含め、話し合い、理解を得るように努める必要があります**。

障害を理由とする差別の解消の推進［内閣府］

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（平成25年法律第65号）

合理的配慮を検討する前に大切になるのが、全ての児童生徒への分かりやすい授業づくりや温かい学級づくりといった基礎的環境整備です。

その上で、障がいのある児童生徒などが学校生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服し、障がいのない児童生徒と可能な限り共に学び、充実感を得るためには、児童生徒の意欲や得意・不得意などの※４「個人因子」に併せて人的環境や物的環境などの※４「環境因子」を整え、支援目標に沿った支援内容を具体的にする必要があり、その際には将来の希望なども含めた本人及び保護者の願いを受け止めることが不可欠です。

※４　ＩＣＦ（国際生活機能分類）において、生活機能と障がいの状態は、「個人因子」「環境因子」等と相互に影響し合うものと示されています。（Ｐ６参照）

校長には、インクルーシブ教育システムの理念の下、**全ての子どもが障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学べる学校経営**が求められています。

(4) 二つの計画が努力義務になった理由

現行の学習指導要領には、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒などに、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、活用することが努力義務として明記され、前回の学習指導要領と比較すると、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を支える基盤が整いつつあります。

平成17年４月に施行された発達障害者支援法では、それまでの障害者福祉制度において、障がいの気付きや対応が遅れがちであった※5自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などを「発達障がい」と総称して、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援が国・自治体・国民の責務に位置付けられました。

同法律は、平成28年６月に改正され、「社会的障壁の除去」「切れ目のない支援」「支援計画の作成・活用」「情報共有の促進」「司法手続きにおける配慮」が盛り込まれるなど、発達障がいのある人が日常生活や社会生活をより円滑に過ごせるよう、目的や基本理念に基づき、内容の充実が図られました。教育に関しては第８条において、発達障がいのある子どもの特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、個別の教育支援計画と個別の指導に関する計画の作成が規定されており、平成29年に告示された学習指導要領に反映されています。

※５　自閉症・アスペルガー症候群は、「精神疾患の診断・統計マニュアル 第５版」（ＤＳＭ－５）では自閉スペクトラム症となっています。

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）

こうした流れの中、平成30年５月文部科学省と厚生労働省は連名で、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を通知しました。

通知では、支援の必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、**地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携の推進**が求められています。

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト［文部科学省・厚生労働省］

障がいのある児童生徒などの中には、ある場所で身に付けた行動を別の場所で発揮することが困難であったり、支援方法が変わると自分の力を発揮することが難しくなったりするなど、置かれた環境に左右される児童生徒がいます。そのような中、近年、放課後等デイサービスの利用が増加しているように、障がいのある児童生徒などは教育機関、福祉機関など複数の機関に関わっていることも多く、それらは管轄が異なっている場合があります。

こうした状況においても、児童生徒に関わる関係者が、将来の姿を含めて、子どもの情報を共有し、互いに協力し合い適切な指導や支援につなげることなどを目的としたのが、個別の教育支援計画と個別の指導計画になります。

校長には、こうした個別の教育支援計画や個別の指導計画が策定された趣旨や背景、二つの計画のメリットを、教職員や保護者等に説明することを通じて作成・活用を促し、**児童生徒への切れ目のない指導・支援につながる学校経営**を行うことが求められます。